

審議対象事業の抽出基準（案）

1 初めて再評価の対象となる事業

30億円以上または進捗率50%未満の事業

2 平成11年度の再評価に引き続き、再評価の対象となる事業

30億円以上または進捗率50%未満の事業であって、以下の3つのいずれかに該当する事業

ア 平成11年度の再評価時と比較して、総事業費が増加し、併せて、完成年度が遅延された事業

イ 平成11年度の再評価時と比較して、完成年度に変更がないものの、総事業費が大幅に(30%以上または10億円以上)増加した事業

ウ 他所管部局事業と密接な関係があるため、事業全体を総合的に審議する必要がある事業

3 社会経済情勢の変化等により計画の見直しを検討する必要がある事業

.....